地域密着型サービス事業所 管理者 様

盛岡市介護保険課長 大志田 佳子

新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大防止に係る運営推進会議及び 介護・医療連携推進会議の取扱いについて(通知)

日頃より、当市介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、地域密着型サービス事業所において設置及び開催が義務付けられている、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議(以下「運営推進会議等」という。)を3月中に開催する際の取扱いを次のとおりとしますので、適切に御対応くださいますようお願いします。

記

1 運営推進会議等を書面により開催することについて

運営推進会議等は、設置基準により定期的な開催を要することとされているが、3月中に開催する必要がある場合は、施設等における新型コロナウイルス感染を防止する観点から、書面による運営推進会議等を次のとおり開催できることとする。

- (1) 運営推進会議等の構成員へ会議資料を送付し、運営状況の報告を行ったうえで事業所に対する評価、要望及び助言等を受けること。
- (2) (1)の内容及び施設等の対応,回答等を議事録として作成し,所定の保管及び市への報告等を行うこと。なお,議事録作成日を会議開催日とみなす。

## 2 その他

運営推進会議等を書面によらず開催することとした場合は、「社会福祉施設等 (入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月24日付厚生労働省老健局老人保健課長ほか連名事務連絡)1 (1)~(4)に準じた対応とすること。

担 当: 介護保険課事業所指定係

難波 学

電 話: 019-626-7562 (直通)

電子メール: kaigo@city.morioka.iwate.jp